

ジョン・ボーダンとフーゴー・グローチウス

—近代化論争・其の一—

清 水 良 三

目次

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 一 序 説 | 五 近代国際法理論の先駆者たち |
| 二 ジャン・ボーダンの主権理論の背景 | 六 グローチウスの法の分類 |
| 三 ジャン・ボーダンの主権理論 | 七 グローチウスの国際法理論 |
| 四 グローチウス国際法理論の背景 | 八 結 語 |

一 序 説

十六世紀が終るまでに、ヨーロッパの政治思想において国家主権概念は、相当明瞭になつて來ていた。その主権概念とは各国家内での单一の最高権威についてのものであり、また諸国民から成る社会における各国家の他国家からの独立についてのものである。これらの主権概念の成立に対しても多くの思想家たちが貢献しているが、それらの思想家たちの作業が組織化され、明瞭な形で文書化されるには、二人の大学者の出現を待たなければならなかつた。それは

ジャン・ボーダンとフーゴー・グローチウス

ジョン・ボーダン^①とフーゴー・グローチウス^②であり、前者は国家の其の市民に対する関係における主権の国内的な面を取扱い、後者は一国の他国に対する関係における主権の対外的な面を取扱つたのである。はじめて主権理論的なものが提示されたのは、アリストテレスの政治学においてであり、またローマ法においてであつた。アリストテレスは国家内における最高権力の存在を認めた。そしてこの権力は一人あるいは数人あるいは多数者の手中にあり得ることを認めた。ローマ法学者は国家の最終的な権威が市民全体の中に存するという理論を発達させた。人民はこの権威を寡頭政治家または皇帝に委付したのであって、そのため支配者の意志が法としての力をもつて至るというものである。すなわち彼らは政治的権威の根源は全体としての人民の意志であると考えたのである。

十二世紀から十三世紀にかけて、ローマ法やアリストテレスの政治学の研究が復活した時、主権理論の基礎がきづかれたのであるが、それは教会と国家との間の論争から生じて來たものであった。ローマ帝国の後継者をもつて任じ、其の首長にローマ帝国皇帝の権威を要求した神聖ローマ帝国は、最終的な権威は人民の中に、彼らの代表機関として活動する市民の統治者の中に存するという考え方を持った。アウグスチヌスやグレゴリー七世当時の初期の教会は、国家は人間の堕落の結果發生したものであると考えたのであるが、其の後、アリストテレスの影響を受けて、トマス・アキナス(St. Thomas)は国家の権威は人民から發生していくことを教え、市民権の人間的な源泉を神に源泉を求める教会的な権威と対立させた。宗教会議の論争期間中に人民主権論は国家から教会の方へ其の勢力をひろめ、法王の最高権に対する反対論となり教会という組織の中に代表制を持ちこむことについての賛成の意見を生ぜしめた。政府は被治者の同意に依存しているという考えは、中世においては人々によく知られていた。

法王の現世における権利主張に反対するものとして提示されたところの市民の統治者もまた神権の支配を受けてい

るのだという考えは王権の伸張によって強化されたし、またプロテスタンティズムを国教として採用したいくつかの国においては、国民的乃至民族的統治者の指導の下に其の考えが支持された。王の権力は絶対であり、彼の臣民は消極的な従順だけを表示する義務をおつてゐるという議論に反対して、王は其の権威を相互契約の形式で人民から引き出しているとし、もしも王が正しい統治に失敗するならば其の契約は解除されるのだという議論が現われて来た。ルーテルやカルヴァイン、バーカレーやプラツクワッド、フィルマー やジエームズ一世は王権神授の理論を支持した。

フランス、スコットランド、イングランドおよびオランダにおけるカルヴァニストであり、かつ君主政治に反対する人たち、並びに、教会の最高権を維持せんがために世俗的な権利を欲しがる人たちに反対するイエズス会の修道士たちは、人民主権と契約にもとづく限定的な王権に賛成の議論を展開した。このようにして十七・十八世紀における王と人民の間の論争、王権神授論と人民主権および社会契約論の間の論争の道が準備されたのである。

古代と中世の両時期においては数多くの諸要素が、国家内における单一・最高そして最終的な法と権威の源泉としての明瞭な主権概念の出現を妨げた。アリストテレスが国家の顕著な特徴であるとえた自己充足性は、法的な概念というよりもむしろ倫理的な概念であった。ローマ的主権理論は普遍法と普遍的帝国の存在を前提としていた。ローマ帝国の没落以後、ひろく抱かれていた自然法に対する信念と神の意志の顯現としての神法に対する信念のために、國家の権威によつて作成され強制される近代的な人定法・実定法の理念の実現は妨げられた。教会と国家がごつちやになつていたこと、そして夫々が独自の組織と法律をもちながら世俗的な権利と精神的な権威との間に最高権の取得をめぐつて争いが行なわれていたことによつて、最終的な権力源についての意見の一致は妨げられた。地域的な独立と複雑な大君主(Overlords)制度を抱え、また限定的な権威概念および契約権についての色々な意見をかかえていた

封建制度は政治的な統一と中央集権的な権威の出現を妨げたのであった。さらにローマ時代にみられた混合政府形式が最善であるという考えがひろく行なわれていたし、また数多くの共同体、特に諸都市が実質的な独立を夫々主張していたために、中央集権的な権威の実現は妨げられたのであった。封建的な貴族や僧侶をこえて其の上に君臨し、法王の権力からは独立し、法の創作者として承認される中央集権的な君主をもつ民族国家が出現するまでは近代的な主権論が展開することはあり得なかつたのである。諸地方は王領に統合されなければならなかつたし、封建諸侯の権利・教会の権利や被免税権などが混合していた状態は統一された政治制度に還元されなければならなかつた。そしてこの課題をはたすのが絶対的かつ民族的な君主であつた。地方地方の貴族たちの果てしのない争いからの解放を望んでいた一般人民は、王たちが望むどのような権利でも付託するつもりでいたのである。十六世紀においてもつともよく其の国家の基礎をかため、其の権威を統合化したのはフランス王であつた。そしてはじめて主権的な権力を国家の本質的な特徴たらしめた人、そして其の権力を王の中に位置づけた人は、フランスの著作家ジャン・ボーダンであった。

対外的な独立と国際関係における国家の法的な平等の理論も、其の実現までに同じような困難に出会わなければならなかつた。ローマ帝国は普遍的な支配権を要求し、他の政治組織を認めようとはしなかつた。法王権の興起と神聖ローマ帝国の勃興によって強化された世界的統一の理念は、非常に強固なものになつて來たので、独立的な主権国家概念は容易なことでは其の道を切り開くことが出来なかつたのである。さらに其れに付け加えて封建時代の諸団体間の関係は非常に地域的であり個人的であり私的であつたので、それらの団体間の国際的な性質はきわめて曖昧なものであつた。国際法機構の中で国際関係を処理して行く独立的な諸国家から成る国際社会という観念は、外国からの支

配を受けない中央集権国家が出現するまでは認められなかつた。十六世紀の通商上のたたかい、植民地獲得競争およびその他の国際戦争は、外國からの支配を脱却した中央集権国家の生成を促進した。國家権力の世俗的な基盤の承認、あるいは其処まで行かなくともヨーロッパ国家制度の多宗教的な性質の承認および領土主権概念の承認は、それまであつた統一的なヨーロッパ世界を解散させるのに役立つたのである。他方古來からあつた人間の同胞性にかんする理想やひろく行なわれていた自然法の普遍的な権威に対する信念は、諸國家は其の相互關係において何の義務を持つていいのだという考えを排斥した。国際的な倫理にかんする諸問題が人々の強い関心を集めたのである。かくして十六世紀が終る頃までには、ヨーロッパにおいてみられた政治的諸発展は国内的な統合に関しても諸国家の対外的な法的平等性にかんしても、新しい理論的根拠を必要とする点にまで至つたのである。この時にあたつて国際的な主権と国際法について最も秀いでた著作がオランダという小国の一学者フーゴー・グローチウスによつて行なわれたのは不思議ではない。という訳は当時オランダは自由な通商活動とそれを保障する平和の維持に深い関心をもち、強力な隣国に抵抗して独立を維持し、戦争に法的な規制を行なうべきことを希望していたからである。各国家は夫々の方針に従つて自由な發展をなすべきであり、各国家は承認された規則のもとで他国との間に平等な関係をきずくべきであり、またどの国家も他国の独立を脅威するほど強力であるへきではないという考えがヨーロッパ政治の基礎として承認されるに至つた。ナショナリズムがコスマポリタニズムに代りはじめた。諸国民からなる社会、ハランス・オブ・パワーの理念が中世ヨーロッパの統合理念に代つたのである。

二 ジャン・ボーダンの主権理論の背景

ジャン・ボーダンの業績は政治理論に明確な進歩をもたらした。法律の修業をつみ国務に実際の経験をもったジャン・ボーダンは、学者的な見解と実際家的な見解をむすびつけることが出来た。彼の見解は十六世紀の末期に勢力を得た政治思想家の一派・ポリティイク (*The Politique*) に所属するものであった。この一派は、支配者の権威は聖なる神に淵源を有し、臣民の義務はもっぱら消極的な服従にあるとしたルートルの理論と、国家はそれ自身目的であり、道徳上の規則・法律といえどもそれが国家の政策と矛盾する時には、国家の政策の方が優先的に考えられるというマキアヴェッリの理論を踏襲したもので、宗教上の統一は国家の統一に道をゆずるべきであり宗教は個人的な事柄に過ぎないが、国家は国民の忠誠を要求する優越的な権利をもつていると考へた。かくて彼らは信教の自由を主張すると同時に、臣民は宗教の異なる支配者に対する忠誠の義務があることを主張したのである。彼らは平和と秩序の回復を希求し、国家としてのフランスの成功のためには政治的な分派と宗教上の論争を終らせ、強力な王権を確立することが必要であると考えたのである。⁽³⁾ ボーダンはそれゆえ、信教の自由に賛成であり、また王の絶対的な優越権に賛成であつた。彼は当時フランスにおいて充分に強力になりつつあった民族的・領土的主権を支持するために、また特にナヴァールのアンリに王権が帰属することを確実ならしめんがためにその国家理論を構築しようとしたのである。だが彼は権力獲得競争の道具立てとしてパンフレットを作成するというような人ではなかつた。

その学問的方法において、彼は政治学者であったのであり、彼の結論は注意深い研究と観察から引き出されたも

のであつた。彼はまた歴史哲学を展開した近代最初の政治学者であったのである。人類は以前の黄金時代より堕落して来ているというが、當時一般にひろく信ぜられていた見解であつたが、彼はそれに反対して人類の進歩についての理論を展開したのであつた。彼はまた法学の研究に歴史的な方法と比較的方法を適用したのであつた。彼の信ずるところによれば、政治理論は歴史的観察にもとづかねばならず、政治制度はその発達にてらして研究されねばならず、型も異なり時代も異なるいろいろな政治制度や法律制度が分析され比較されねばならないのである。ボーダンはホッブスの分析的な方法や、モンテスキューの歴史的な方法の先駆者であつたのであり、ホッブスもモンテスキューも、ボーダンの著作を学び、そこから利益を得てゐるのである。グローチウスやホッブスの先駆的で演説的な方法が一般に政治的思考に適用されるようになつたのは、彼以降のことである。ボーダンの帰納的・歴史的な方法が復活したのはモンテスキューの時になつてからであり、政治思想の中でそれが一般的に採用されるようになつたのは、十九世紀の半ばになつてからであった。色にたとえるならば、ボーダンは先駆的な合理性と歴史的な実証性の美しい複合色であり、後の学者は夫々自分の色彩を彼から引き出したのであつた。

ボーダンの政治理論の枠組を提供しているのはアリストテレスの政治学である^④。彼の學問方法は組織的であり、基本的な概念には明瞭な定義が与えられている。彼は合理的な政治学を再建するために、マキアヴニツィの研究をさらに一步おしすすめたのであつた。彼は実際面における政治の作用に興味をもつたばかりでなく政治哲学の一般原則にも興味をもつたのであつた。マキアヴェツィと同様に彼は法と倫理を区別したけれども、その区別は未完成のものであつた。正義と道徳法は政治学にとって欠くべからざる要素であると彼は考えた。彼はすべての人間関係を律するものとしての自然法という考え方を容認した。そしてこの自然法を道徳法と同一視したのである。全權をもつた主権者で

されど、道徳法の諸原則に拘束される。そして政府の活動は道徳目的によって限定されるのである。國家の福祉は個人の福祉と同様に、道徳的目的と合理的目的に対応して考慮されたのである。

ボーダンは歴史的にも論理的にも國家の起源は家族にあるものと信じていた。彼は『*la famille bien conduite est la vraie image de la République*』としている。それ故彼は個人の自由ということにほとんど注意をはらわなかつた。また、反君主主義理論の中で非常に大きな役割をはたした社会契約論にも殆んど注意をはらわなかつたのである。彼の見解によると、家族集團にしろその他の形式の経済的な結社や宗教的な結社にして、ともかく結社は、人間の社会的本能から発生して来たものである。そして國家はこれらの集團や結社の間の戦争によってつくり出されたものであり、戦争中に征服されたものは奴隸となり、たたかいに勝った軍事的指導者は支配者としての地位を築いたのであった。より小さなグループの結合が國家を形成した。そして國家は最終的な最高の組織形態なのである。家族ならびにその他の型の結社を論ずるにあたって、彼はローマ法の原則に大幅に依拠した。家族の中における父親の権威は、ローマの*patria potestas*と同じものであり、他の形態の民間結社の基礎はローマ法のコルpus (*corpus*) をもとにして成立しているものと考えた。⁽⁷⁾ だがボーダンは貿易会社や身分社会团体、村などがフランスの王朝に従属するいに關心をもち、これらの結社が彼ら固有の権利を持つていることは認めなかつた。彼によれば、これらの結社は最終的な組織である國家に完全に従属しておらず、そして國家だけが最終的な権威をもつのであつた。

家族をば国家内の第一次的な要素とみるのであつて、ボーダンにとって国家とは「主権的権力と理性によって統括される家族と、その共同所有物の総計である」。ギリシャ人とはちがつて、ボーダンは公共生活への積極的参加を、市民にとって不可欠の資格とは考えなかつた。市民は夫々異なつた地位をもち、また異なるた権利と特権を持つ。だ

が彼らは国家全体を管理している政治権力に服従するという一面においては共通している。それゆえ市民は「他人の主権的な権力に従属する自由人である」と定義された。国家への従属が市民としての資格条件であった。そして、一個の共通で最高の権威の承認が国家にとつて欠くことの出来ない特徴であった。

かくてボーダンは彼の理論の中心的な概念である主権論に到達するのである。彼は主権を「法律によって規制されることのない市民と臣民に対する最高権力」⁽⁹⁾であると定義した。主権の主要な役割は法律をつくるということであつた。⁽¹⁰⁾そして法の創造者である主権は法には拘束されないのである。主権は最高で永遠の法的な全権であつたのである。だがここで注意する必要のあることは、ボーダンにおける主権とは、法的に最高のものではあつたけれども、それは神法と自然法の中にもいだされる道徳的義務および他の主権者との条約および自己の支配下にある臣民との契約を遵守すべき道徳的な義務によって拘束されているということである。ボーダンはまた、漠然とした形ながら、すっかり確立されてしまつていてるために法を作製する主権者といえども変更することが出来ないような、いくつかの基本的な政治原則に触れている。こういう基本的な諸原則とは、現在では国家の憲法上の基礎と考えられているものに当るであろうが、彼はこういう原則論を、さらに展開することはしなかつた。だが彼は法と慣習との間の区別を注意ぶかく行ない、主権者の命令が法にとつて欠くことの出来ない要素であることを述べている。ある場合においては主権者は彼の先任者の約束にも拘束されなければならぬとボーダンは考えた。すなわち、彼の主権的権力の前にあつてはいかなる法も永遠ではなく、あるいは変更不可能なものではないのであるから、もしもかれが欲するなら彼は前任者の約束を合法的に変更し得るであろうが、しかもある場合においては主権者は彼の先任者の約束にも拘束されねばならないのである。神と自然の法に従うことを拒否した支配者は暴君であるが、暴君といえどもいぜんとして主権者の

地位に」とどまる。そして暴君と正当な君主との間の区別は道徳的なものなのである。ボーダンはかくして法的な義務と道徳的な義務との間に区別をした。彼は法的概念と倫理的概念の分離に重要な貢献をしたのであった。

三 ジャン・ボーダンの主権理論

彼より先に来たマキアヴェッリ、ならびに彼より後に来たホッブスに似てボーダンは、政治における絶対主義的な傾向の支持者であった。^⑬ 当時フランス、英國およびスペインの王たちの権力は、その最高点に到達していたのであるが、ボーダンはそういう現実の王たちと、理論上の主権者とを同一視する傾向があつた。ボーダンは当時のフランスにおいて彼の理想としている政府が実現しているものと考えた。その議論全般において彼は、他の形態の国家に対する君主国家の優越性を強調した。そして君主をすべての権力が発する源泉と考えたのである。だがそれと同時に王の権威は神に由来するものであるということが主張された。そして聖書の通常の文句が消極的な服従の義務を説教するために引用されたのである。ボーダンは主権を保持していることが国家の特徴であると考え、また、政府の形態は主権が行使される方法によって定まるものとした。そして、國家の本質的な特徴は政府の原理と同じものではない。なぜなら国家は君主的になり得るが、政府は貴族制か民主制かのどちらかであるからと彼は述べた。^⑭

主権的な権力が一人に付与されるか、少数の市民に付与されるか、あるいは多数の市民に付与されるかによつて、国家は君主制となり、貴族制となり、あるいは民主制となるのであつた。彼は国家形式と政府の種類を区別し、国家形式は、無制限不分割のものでなくてはならないが、政府の種類はいろいろ変つたものになり得る、あるいは混合

的なものとなり得ると考えた。⁽¹⁵⁾ だが、ローマの学者たちが賞讃したような混合制度の理念をボーダンは認めることは出来なかつた。彼は当時の議会や三部会によって提出された要求には特に反対であった。これらの機関は、主権的な権力をもつべきではなく、純粹に勧告的な能力のみを持つべきであるというのが彼の見解であった。彼はヨーロッパに現存する諸国の政府を慎重に分析しようとした。そしてそれらの政府の長所と弱点について鋭い観察を行なつたのであつた。あらゆる条件を考慮してのち彼が信するに至つたことは、世襲的君主制がもつとも満足すべき形態であるということであつた。何故ならば彼の考えによると世襲的君主制こそ派閥の闘争からもつとも自由であり、緊急の事態に対処するのもつとも適しており、広範囲の領土を支配するための最善の組織体であった。

アリストテレスと同じように、ボーダンは周期的に行なわれる変化や革命について論じた。そして制度や法の変化にも、主権的権力に影響を及ぼさないもの (Alterratio) と、主権の位置づけがそれによって變るもの (Conversio) があることを述べた。君主政治はもつとも安定しており、民主政治はもつとも革命を受けやすいと彼は考えた。革命の原因を論ずるにあたつてボーダンの思考には、天文学や占星術やビタゴラスやプラトンの古代数学と、政治的発展にかんする本当に哲学的な洞察との奇妙な結びつきが見出される。彼は各国民の制度は夫々の国民の性格と条件に適合させるべきたと信じた。

各国民のおかれている状況の中で、彼が特に大きな注意をはらつたのは、地勢と気候の影響であつた。⁽¹⁶⁾ 彼は北方諸国民と中部諸国民と南方諸国民を区別し、山嶽地方の住民と平野地帯の住民を区別したのであつた。彼はまた、政府の形態と自然法が国民性に影響を及ぼすかも知れないことを示した。また、ボーダンは国家の実際問題に相当大きな注意をはらつた。奴隸制度を非難し信教の自由を弁護した。経済問題についての彼の見解は彼の時代よりもはるかに

先んじていた。彼は政治的な権力と富の分配との間に密接な連関があることを認めた。彼は管轄権と所有権とを区別し、支配者は臣民の私有財産に干渉する権利は持っていないと考えていた。官僚主義とパトーナリズムの時代において、彼は自由貿易に賛成する傾向を示した。主権者自身が外国と商売をして収入を得ることは、威儀を欠くことであると彼には考へられたのである。彼は王が司法権を行使することは賢明なことではないとし、特別治安判事を任命して人民の道徳生活を監督させるべきだとし、その理由として、父親と牧師の権威が大いに失墜していることをあげたのであった。ボーダンは、主権者と主権者の間の協定に重大な注意をはらつた。そしてやがてグローチウスの国際法の中に現われて来る原則と慣行を概述したのであつた。彼の主権概念は、国家の法人格性についての理念を強化し、また諸國家の平等と独立についての理念を強化するのに大いに役立つたのである。彼は主権の特徴として主権者がまざ全般としての全体、特定としての個々に法を与えること、しかもその場合、自分より大きなものの同意も必要としないし、自分と同等なものとの同意も必要としないとし、自分より小さなものの同意も必要としないことをあげている。これが彼が主権の特徴として二番目にあげているところの、宣戦を布告し、平和条約を締結することと結びついて、近代国際法社会成立の根拠となつた理念——国の大小に関係のない諸国家の平等と独立という理念を誕生させたのである。⁽²⁾また、ボーダンは自然法とユス・ゲンチウムを区別し⁽²²⁾、主権者は自然法によって拘束されるがユス・ゲンチウムには拘束されないと考えた。ボーダンはマキアヴェッリとちがつて、主権者間の協定は遵守されるべきこと、特に協定の内容が公正で正義である場合においてそうであることを教えたのである。

ボーダンの主権概念は、その後のフランスや英國の政治理想に大きな影響を及ぼした。法王権の侵入あるいはスペインの陰謀などからフランスの王朝を防御しようと努力している人たちに、英國人の同情が集まつた。ボーダンはい

くつかの場所で、英國の主権は王に存するという強硬な意見を述べた。彼の論文は英語に翻訳され、ケンブリッジ大學で教科書に採用されたことがある。⁽⁴⁾ 疑いもなく、彼の著作はホップスやフィルマーの著作に影響を及ぼした。王を実定法の制約から解放してその上に位置せしめ、また議会は主権者を法的に制御し得るものだという議会の主張に対するのにボーダンの理論は役立ったのである。

四 グローチウス国際法理論の背景

諸国民間の関係の合理的な基礎をみいだそうとする努力は、グローチウスが現われる数百年も前から始めていた。それは特に行き過ぎた戦争を制御しようという目標に向けられていた。これらの努力の中で二つのローマ法の概念が使用されたが、それは自然法とユス・ゲンチウムに関するものであった。ローマ法におけるユス・ゲンチウムとは多くの諸国民間にみられる法的な慣行に共通であると判断された規則の一体であり、厳格にローマ人のみの関係に適用されるユス・キヴィイと対照的に発達して来たものであり、それが大ローマ帝国の範囲内において適用されるという意味合いにおいて、いぜんとしてローマの国内法ではありながら、戦争や条約関係の問題や通商上の問題も取り扱つた。ローマと接触するようになつたすべての国民の間に同じような原則がひろく行なわれてくるにつれて、ユス・ゲンチウムの概念を、普遍的な自然法と同種のものであるとする考え方があつたが生じて來た。そして、この自然法とユス・ゲンチウムの同一視は、中世の思想家にまことに広大な影響を及ぼした。中世の法学者たちは、人間が制定した法に優越するような権威をもつた法の体系を必要としていたのである。神学や倫理学の著作家たちが、国際関係

を処理する正当な行為についての規則の一体を発達させようと試みた時、彼らは古代ローマのユス・ゲンチウムを探り入れることを思いついた。ユス・ゲンチウムは普遍的義務の性質をもつていると彼らには考えられたのである。

初期のキリスト教の教父たちは、道徳的法律的義務にかんするローマ的な観念を、キリスト教の光りにてらして再検討しようとした。四世紀に聖アウグスチヌスは、戦争を正当化し、キリスト教徒に武器をとつてたつゝを要求するような場合とはどういう場合かを論じたのであった。七世紀に、セヴィイユのイサドール (Isadore of Seville) は、法を人法と神法に分類し、神法は自然にもとづいて成立していると述べ、さらに別の場所で彼は、法をその性格上、自然法 (ius naturale)、ユス・ゲンチウムおよびユス・キヴィレの三種類に分けた。⁽⁶⁾ 十二世紀になると、グラチアン (Graecian) は諸国民の法ならびに戦争法の分類をあげた。彼はユス・ゲンチウムを人類の慣習法の一部であるとみなし。彼はユス・ゲンチウムはユス・キヴィレと別個の慣習法の一形態であるとし、その理由としてユス・ゲンチウムは人類の慣習をあらわしているのに、ユス・キヴィレは特定国の慣習をあらわしていることを挙げている。イサドールの学説を受けついだグラチアンは、かくて、ユス・ゲンチウムを神法乃至自然法から切り離した。セント・トマス・アキナスは、自然法と諸国民の法との間の区別をしたばかりでなく、戦争の問題と密接な関係にある道徳問題に深い注意をはらった。十四世紀と十五世紀に神学者と法学者は一様に、戦争と報復の合法性、敵との間ににおいても信を維持すべき義務および休戦の拘束性などの問題を取り扱ったパンフレットを書いた。

十三世紀以降、ウイリアム・オブ・オック (William of Ockham)、マルシリオ (Marsilio) やおよびダンテ (Dante) などの政治哲学者たちが相対立する皇帝と法王の権利主張を、あるいは攻撃し、あるいは弁護しつつ、主権の性質ならびに政治的諸単位間の関係のよりよい理解への道をひらいたのであった。マキアヴェッリは当時のイタリーの諸都

市の特殊事情にてらして戦争や条約や領土の拡張に関する支配者の政策について考察した。サー・トマス・モア (Sir Thomas More) は、その著・ユートピアの中で戦争行為を諷刺し、戦争を不必要なものとして非難し、戦争に伴う最悪の慣習を修正緩和することを要求した。既に述べたようにボーダンは国際問題に相当大きな注意をはらった。彼は市民としての資格と忠誠について、同盟と連合について、そしてまた、中立者の権利と海洋国家について論じた。國家主権の性質にかんする明確な理論に加えて、彼は当時の国際的慣行についても、傾聴に値する多くの意見を述べたのである。

五 近代国際法理論の先駆者たち

スペインの神学的道徳学者たちは、宗教改革の時代において国際問題の実際にについて、幅ひろい論議を開いた。彼らは皇帝の普遍的な主権を認めなかつたし、俗界におけるローマ法王の権威も認めなかつた。そして普遍的な自然法についてのローマ的的理念を受け入れたのである。これらの学者たちの思索は、新大陸の発見とヨーロッパの領土拡張によって影響をこうむつた。²⁸ 彼らはキリスト教圏を独立的な諸君主とコモンウェルスからなる社会であるとみなし、自然法と諸国民の法によって定められている諸権利を、これらの君主ならびにコモンウェルスは享有していると考えたのである。人間の行為についての実際問題を取り扱うにあたつて、これらの学者たちは、国際的利害関係のからむ問題を取りあげなければならないことが屢々あつた。その過程で彼らは国際的に承認されている諸原則をまとめ行くことになつたのであつた。これらの学者の中で特に重要なのは、サラマンカの神学教授ドミニコ修道会派のフ

ランシスコ・ア・ヴィクトリア (Francisco a Victoria 一四八〇—一五四九) であった。彼は戦争行為の真の原因を考究し、あらたに発見された諸領土におけるスペインの権威はどのような基礎の上に成立しているのか、またそれが通用する範囲はどの程度なのかを論じた。彼が特に注意して論及したのは、スペイン人とインディアンとの間の関係であり、発見と征服によって獲得される権利についてであった。

十六世紀の半ば頃までに国家間の関係を規制する法についての組織的な論文が現われはじめた。コンラッド・ブラウン Conrad Braun (一四九一—五六三) は法王の使節の権利と義務を論じ、外交交渉を規制する諸原則について述べた。フェルディナンド・ヴァスケス Ferdinand Vasquez (一五〇九—五六六) はスペイン王国の領土主権を主張し、自然法とユス・ゲンチウムのまじり合ったものが独立国家間の関係を規制していることを認めた。彼はアドリアならびにリングリア海を外国人に対して閉鎖しようとするイタリア諸都市の権利に挑戦した。そして海洋自由論を開したのであった。オランダにおけるスペイン軍隊の法務官であったバルタザール・アヤラ Balthazar Ayala (一四五八—一五八四) は、戦争の性質と戦争権について、報復と戦利品についての慣習について、捕虜の取り扱い、信を維持する義務、軍司令官の資格と義務について丁寧な論文を書いた。議論を展開するにあたってアヤラは、ローマの軍事的先例や裁判所の判決に範を求め、スペインの国内立法にも範を求めた。彼はまた教会法や自然法の諸原則、神法 (ユス・ディヴィヌム *jus divinum*) やユス・ゲンチウムの諸原則を参照した。フランシスコ・スマレス Francisco Suarez (一五四八—一六一七) は国際法について完璧な哲学的理論を開いた。彼は自然法とユス・ゲンチウムの間に明確な区別をし、国家の独立と相互依存関係を承認し、諸國家から成る眞の社会を構想し、すべての国民が従わなければならぬ法が存在していることを主張した。アレスの諸概念が現実の政治の分野に導入された時、国際法は形

をとりはじめた。そしてアルベリクス・ゲンチリス *Albericus Gentilis* (一五五二—一六〇八) が、国際法を一段と進歩させたのである。イタリーの亡命者であったゲンチリスは、オックスフォードやその学問をつづけた。其所で講義をしている時に、彼はスペインの王室顧問から外交使節の問題について相談を受けたのであるが、これがきっかけとなつて彼は外交使節の分類ならびにその歴史的背景についての論文を書いた (*De Legationibus*, 1585)。彼は大使の特権と免除について論じ、それを派遣したり接受したりする国家と大使との関係について論じた。彼がそのもつともすぐれた著作を書いたのはオックスフォード大学で市民法の欽定講座担当教授になった後のことであつた。(戦争法・一五八八年発行) がそれであるが彼はその中で、戦争の性質、誰が戦争をなし得るか、戦争の正当な原因は何かについて論じた。²⁴ 彼は戦争を分類すると共に、敵対行為をするにあたつての方法について論じ、また戦争が人および財産に及ぼす影響について論じた。彼はまた条約の性質と拘束力に注意を喚起したのであつた。人生も終りに近くなつてゲンチリスは、英國の捕獲審検所において扱われる問題にかんしスペインの利益代理人に任命された。そしてこの時彼はその最後の著作 *Hispanicae Advocacionis Libri Duo* の準備に取りかかったのである。この書は結局彼の死後まで出版されなかつたのであるが、この中で彼は、交戦者と中立者の夫々の権利と義務の定義づけに努力した。そして主権の基礎としての領土の意義をはつきりと認めたのであつた。かくしてゲンチリスは次第に成長しつつあつた国際法の理論を彼の時代の実際問題に適用したのであつた。彼は彼の理念を完成した体系にまでまとめあげることは出来なかつたけれども、彼の理論は彼の後に來たフーゴー・グローチウスの理論構成に大きな貢献をしたのであり、その中立についての理論は、彼よりももつと著名であつたこのオランダの学者よりも、かえつて進歩していたのであつた。

スコラ哲学の伝統をついだスペインのカソリックの法学者たちによつて発展させられた自然法についての理論ならびに諸国民間の法についての理論は、ヨーロッパのプロテスタンント諸国において採用されることが殆んどなかつた。プロテスタンントの法学者たちは国際問題に接近するに当つて、メランクロン (Philip Melanchton) によつて指摘された自然法理論に従つていた。ヴィンクラー (Benedict Winkler) は、自然法は理性の中に存し、その理性は啓示された神の意志によつて補充されているのだと述べた。それは人間の墮落以前に存在していたものであつた。そしてその原則は、永遠不易のものであつたのである。ユス・ゲンチウムは人間に起源をもち、それは人間の諸グループ間の関係を規律するために、人間の墮落後に発達して來たものであつた。戦争の諸原則と慣行は、ユス・ゲンチウムを基盤としていたのだと、ヴィンクラーは説明した。かくてヴィンクラーはユス・ゲンチウムをば、すべての国民に共通の私法の規則であるとは考えず、諸国民間の関係がそれによつて規律される公法の原則であるとみなす傾向を示したのであつた。人間主義的な精神の洗礼を受け、党派的な偏見から解放されたフーゴー・グローチウスの著作は、このような背景の中に出現した。

六 グローチウスの法の分類

フーゴー・グローチウスがしようとしたことは、教会やバイブルに拘束されないで、社会と政府の基盤となるような権利の原則を確立しようとしたことであつた。だが、一方において宗教、他方において法と道徳を肯定し、この二つの間の区別をするということを彼がはつきり構想した訳ではない。だが、彼がこの二つの間の区別にとりくんだや

りかたが、その後の人たちに影響を及ぼしたのである。

フーゴー・グローチウスは、自然状態における人間の性質を社会的なものとみなし、人間は自ら社会契約を行なつて政治社会の中に入つて行くが、そういう素元的社会における個々の人間はか弱く、自己保存ならびに快適な生活目的を追求するための手段を必要とし、それを実現するものが法であると考えた。彼は人間が社会的性質を有する行為をする場合、正しき理性の命令に従うことが自然法に合致するものと考えた。彼は自然法は正しき理性の命令であると述べている。⁽³⁰⁾ そして、それは、ある行為が合理的な自然自身との一致または不一致によつて、道徳的な醜悪性または道徳的な必然性を内在していることを示す。そしてそれ故に、自然の創造者としての神は斯様な行為を命令するかあるいは禁ずるかしているものである。すなわち、人間の合理的な社会的な性質を通じて自然法は顯示される。自然法は不易である。神自身でさえもそれを変えることは出来ない。⁽³¹⁾ それは神が算数の公式を変えることが出来ないのと同様である。自然法は社会的な存在としての人間の性質に根拠をもつている。この法はかりに神がなくとも有効なものであろう。⁽³²⁾

彼はさらに神法 (Jus Divinum) と人法 (Jus Humanum) とを区別し、神法の基礎は啓示であり、人法の基礎は理性であるとする。人法には国際法と国内法があり、国内法は国家法 ("Staats-Recht") と特別法 (Partikularrecht) に分かれ、国際法は自然法 (Jus Naturae) と自発法 (Jus Voluntarium) に分かれる。このうち、国家法には公法と市民法が含まれ、市民法よりも適用の範囲がせまい特別法には組合、家族、家、奴隸などにかんする法が含まれる。そして、自発法には神、慣習、条約が含まれる。⁽³³⁾ 自発法とは人間の意志あるいは神の命令を根拠とする法である。このうち、人間の自発法とは、国家法 (公法と市民法) と国際法の中の自発法の中から神の自発法を除いたものである。神の自

発法とは、天地創造の時、ノアの大洪水のあと、およびキリスト到来の時に、神によつて人類に与えられたものである。自然の方が神よりも前である。そして神法は神の自発法以外には存在しない。あらゆる作為的なものは自然と区別される。神による作為、人による作為、これらは両方とも自發的なものである。このように考えてグローチウスは、自然を神の拘束から引き離した。そして、人間主義的な、合理主義的な法学の誕生に向つて決定的な一步を踏み出した。

七 グローチウスの国際法理論

彼はユス・ゲンチウムを発達させた。特にユス・ゲンチウムの意味を、諸国民に共通な規則という意味から、諸国民間の関係を律する規則へと転換するのに貢献した。⁽³⁾ ユス・ゲンチウムは元来、独立諸国家間の関係を規律するものとして知られている近代の国際法とはまったく異なるものである。それは時々外国から法源を借りて来てはいるけれども、それはローマ国家の法であつて実質的には私法である。それは個人間の関係を規律の対象としているものなのである。それはその基本的思考において他国民の私法と一致しているローマの私法の一部なのである。それはどこの國の國民も納得し得る常識の命令を具現したものであつたのでローマ人もその隣國の人たちも、それぞれの法律制度の中でそれを法規化した。そしてそれらの法規は一般に自然法という名で知られている良心や理性の命令と一致することが多かつたので、いく人かの思想家はこの二つをまったく同一視する傾向を示した。だが、事実においてこの二つはいくつか事項について、特に奴隸制度について、まったく異なつた取扱いをしたので、この二つが完全に融合す

ることはあり得なかつた。かくて、グローチウスにとってユス・ゲンチウムとは自然法とは区別された規則の法典であつたし、その權威は自然法よりは低いけれども、はなはだしく価値のある規則の法典であつた。それは非常に役立つやり方で、自然法の普遍的道徳性を補充することの出来る国際的慣習を綜合したものであつた。グローチウスは戦争と平和の法の序論の最初の部分に挙げたような目的を実現するために、ユス・ゲンチウムという言葉の含意に大いなる変更を加えねばならなかつた。彼は市民と市民との関係を規律する私法としてのそれを国家と国家との関係を規律する公法としてのそれに変えなければならなかつたのである。これは巨大な、そして重要な変更であつた。彼は慎重に考えた結果、このような変更を成し遂げたのか、それとも、全くの愚鈍さや本質的な相異を区別出来ない無能さから偶然にこの間違（エラ）いをしたのか、果してどちらであるか。ユス・ゲンチウムという言葉は漠然とした言葉であるということは認められるであろう。それはすべての国民に共通な法を現わすことも出来るし、それは国家の相互関係を規律する法を現わすことも出来る。グローチウスは、この言葉を第二番目の意味に使用していたが、彼がこの言葉を引用したローマの法律家たちは、この言葉を第一番目の意味に使用していたのだ。グローチウスはこのことを示すべきであつたのに、彼は不注意にもこのことを示していない。だが、グローチウスほど博学多才の人がかような重要な変更を間違いでやつたとは考えられないでのある。考えられることは、ローマの偉大な市民たちに知られていないかつたようなやり方で、ユス・ゲンチウムという言葉を使用したということに人々の注意を惹くことを彼が欲しなかつたのである。ユス・ゲンチウムの諸原則の有効性はこの原則の適用範囲が私法の分野から国際公法の分野に拡げられたという事実によつて、全く影響を蒙らないと彼が考えたであらうこととは、あり得ることである。（エラ） いずれにしろ、彼がユス・ゲンチウムの意味を、諸国民に共通な規則という意味から、諸国民間の関係を律する規則

へと変更したこととは、近代国際法の誕生にとっての重大な貢献であった。

彼は長年の慣行によって受諾されて来たもの、および学者の意見、特にヴィクトリアとゲンチリスの意見に依拠しつつ、彼の時代の状況に適用し得る国際法の分野を定めた。彼の取扱った具体的な問題とは、

- イ 戰争の定義、その性質と正当な原因、自然法と意思法
- ロ 物および人に対する権利取得と譲渡

ハ 相続権と所有権の態様

二 条約と解釈

ホ 使節権と刑罰

ヘ 不正な戦争原因

ト 許される敵対行為、信義と講和など

である。彼の主要な関心は自然法と国際法にあったのであって、国家と主権についての彼の理論は補助的な役割を与えられたに過ぎない。彼は実際的な原則を決定するにあたっては、自然法とユス・ゲンチウムの区別を大幅に無視した。⁽⁴⁾ そして、自然的正義に合致すると思われる慣行をえらび出し、国際関係を律する規則を彼の個人的判断と合致する理性と道徳の原則に結びつけようとした。彼は平和と秩序を維持するために、人民主権の理論とたたかう姿勢を持っていた。彼の考えによると、当時の紛擾と派閥の争いは、人民主権理論によって誘発されたもののが多かつたのである。人民は彼らの政府形態をえらぶ権利を持っている。だが、ひとたび選んでしまったあとにおいては、人民は服従しなければならないのである。絶対王制の下における抵抗権ははつきりと否認された。神の法あるいは自然法と矛盾

する命令に従つてはならない。だが、従わないことから生ずる結果は抵抗なしに甘受されなければならないものとされた。彼は王朝の権威を擁護する理論を展開したのであって、彼の著作は当時の支配権を握っていた君主たちの間に特に人気があった。絶対君主制、領土主権ならびに諸国家の平等、これらが彼の理論の支柱であった。

八 結語

フーゴー・グローチウスが成し遂げた偉大な業績は、國家間の関係に適用し得る権利と義務の概要をつくり出したことである。そして、中世的なヨーロッパの統合を支えていた共通の宗教心という支柱がほとんどなくなってしまった、共にキリスト教徒でありながら、互いに他のキリスト教徒たる資格を認めようとしない二組の諸国民のグループが対峙した結果、国際的な権利義務にとって、新しい非宗教的な基盤が必要とされていた當時において、自然法の是認を根拠とする権利・義務の体系を支持し、弁護しようとしたことであった。諸国民から成る家族の中で主権国家は、中世的なコスマポリタン的統一世界の中で個人個人が持つていた同胞性に代り得る国際主義をになうあらたな社会単位として、その位置を認められたのであった。その主権理論においてグローチウスは、主権的な権力を私人の権利と同様に扱うことによって、絶対君主の立場を強化したのであった。だが一方においてグローチウスは長年の間、個人の自由を弁護して來たのであって、國家が契約の結果発生して來たとする考えに賛成だったのであり、自然法の下での主権者間の関係にも契約関係があることを暗黙のうちに認めていたのであった。当時のヨーロッパ大陸において、国際関係と絶対君主に関するグローチウスの理論は特に適當であつた。こうしてグローチウスは、ジャン・ボーダンとフーゴー・グローチウス

シャン・ボーダンは、近代主権国家を国際社会に何様やくいじに成功したのである。それは同時に、近代国際社会の出発でもあつた。この二人は内と外から近代国際社会の扉をひらいたのである。⁽²⁾

注

- ① シャン・ボーダンは一五二〇年トナギュールに生まれ、トゥールーズで法律学を学んだ。教員の経験をしたあと、弁護士としてパリに居を構えた。ボーダンがその代表作国家論（一五七七年）を書いたのは、公平な哲学者としてではなく、より実際的な意識なのであつた。彼はただ単に理想国家を叙述する、)とだけではなく、当時のフランスの実際の改革を志してその詳細な分析を行なつたのである。彼の理論の中やめだつたのは主権理論と風土論である。彼は主権は人間の必要から生じて来るのであつて神が生じてくるのではない、としめてゐる。この意見は王権神授説に対する痛烈な一撃であった。彼は國家を家族の連合体であると考え、それはいずれかの人あるいは集團に無制限の立法権を付与するものであると考えた。かくて彼の理論によれば、家族は国家の柱石なのであり、家族の首領としての父親は絶対的な権力を有し子供の生死さえ握つてらるやうである。家族にはそれを付属する財産がなければならぬ。Huius regni pars。父親の同意なしでは、家族の財産を取り上げるといふは出來ない。そして、この考えが私有財産の不可侵性を正規化する上役立つてゐる。彼のこの研究書は数々あるが、左に挙げるのがその一端である。Baudrillard, H., J. Bodin et son temps, Paris, 1853 Chavire, R., Jean Bodin, auteur de la République, La Flèche, 1914 Errera, P., Un précurseur de Montesquieu, Jean Bodin, Anvers, 1895 Feist, E., Weltbild und Staatsidee bei Jean Bodin, Halle, 1930 Fickel, G., Der Staat bei Bodin, Leipzig, 1934 Fournol, E., Bodin, Paris, 1896 Franklin, Julian H., Jean Bodin and the Sixteenth-Century Revolution in the Methodology of Law and History, New York, 1963 Hancke, E., Bodin; ein Studie über den Begriff der Souveränität, Breslau, 1894 Moreau-Reihel, J., Jean Bodin et le droit public comparé dans ses rapports avec la philosophie de l'histoire, Paris, 1933 Renz, F., Jean Bodin; eine Beitrag zur Geschichte der historischen Methode im 16. Jahrhundert, Gotha, 1905 Striesow, H., Bodins Staatslehre, Hamburg, 1936 などりおこなはる部分的ソ級の著者がある。Allen, J. W., Political Thought in the Sixteenth Century, London, 1928 Weill, G., Les théories sur le pouvoir royal en France pendant les guerres de religion, Paris, 1891 Meunier, P., l'Esor de la philosophic politique au XVIe siècle, Paris, 1936 Touchard, J., Histoire des idées Politiques, tom I, Paris, 1959 などがある。
- ② ハーネー・ヌーチウスは一五八二年四月一〇日の夕方の七時ごろノルウェーに生まれた。十一歳の時にライデン大学に入り、古典語や神学、数学や物理学を学んだ。十五才の時に大学を終えて、フランスへ外交使節団の随員としておもむいた。十六才で弁護士になつたが、法律より歴史や文学の方に心を惹かれていた。やがて彼は国際法の書物を書かせる決定的な動機となったものは、彼がオランダ東印度

会社の弁護士となつたことであつた。オランダの提督ヤコブ・ファン・ヘームスケルクがマラッカ海峡でボルトガルの武装商船カタリーナ号を奪捕したことに関し、グローチウスは東印度会社の権益を弁護する立場に立たされた。彼はこの仕事にとりくむと共に、商船の捕獲権を、十九年後に出版された大作・戦争の平和の法の中に包摂するのである。彼についての研究書は數多くあるが、左に挙げるのはその一部である。

- ② ‘Als das vorzüglichste Souverainitätsrecht wird das Recht der Gesetzgebung ansehen’: E. Hancke, Bodin: Eine Studie über den Begriff der Souverainität, Breslau, 1894, S. 51
- ③ Jean Bodin, *The Six Books of a Commonwealth*, edited with an introduction by K. D. McRae, Cambridge, 1962, p. 92
- ④ 王（王）（tyrannus）の君主が彼自身の臣民を殺す権利（君主の権力）は、常に公的暴力（公的暴力）であり、暴虐（暴虐）である。
- ⑤ その結果、王（王）は、常に公的暴力（公的暴力）であり、暴虐（暴虐）である。
- ⑥ たゞ、大帝（大帝）は、常に公的暴力（公的暴力）であり、暴虐（暴虐）である。
- ⑦ たゞ、大帝（大帝）は、常に公的暴力（公的暴力）であり、暴虐（暴虐）である。
- ⑧ たゞ、大帝（大帝）は、常に公的暴力（公的暴力）であり、暴虐（暴虐）である。
- ⑨ B. Reynolds, *Proponents of Limited Monarchy in Sixteenth Century France*: Francis Hotman and Jean Bodin, New York, 1931, p. 122
- ⑩ R. H. Murray, op-cit., p. 185
- ⑪ Dr. E. Hancke, Bodin, eine Studie über den Begriff der Souverainität, Breslau, 1894, pp. 45, 46
- ⑫ 混合政體（Mixed Regime）の君主和國體（Mixed State）をもつた L. Strauss and J. Cropsey, History of Political Philosophy, Chicago, 1968, pp. 55, 56 とするのが最も正確である。B. Reynolds, op-cit., p. 179
- ⑬ Reynolds, op-cit., p. 179
- ⑭ Hans Strössow, Bodins Staatslehre, Hamburg, 1936, Seiten 71, 72
- ⑮ Dunning, A History of Political Theories: From Luther to Montesquieu, New York, 1919, p. 109
- ⑯ Dunning, op-cit., p. 110
- ⑰ Murray, op-cit., p. 175
- ⑱ Janet, P., op-cit., p. 120
- ⑲ 「國家權」Fournier, E., Bodin: *Prédécesseur de Montesquieu*, Paris, 1896, p. 40
- ⑳ Johannes Mattern, Concepts of State, Sovereignty and International Law, Oxford, 1928, p. 7
- ㉑ R. W. Carlyle and A. J. Carlyle, A History of Medieval Political Theory in the West, Vol. II, London, 1909, p. 98
- ㉒ R. W. Carlyle and A. J. Carlyle, op. cit., p. 114
- ㉓ 諸國民の法（諸國民の法）は、諸國民の法（諸國民の法）は、諸國民の法（諸國民の法）である。
- ㉔ ハイエローの君主（君主）は、公的暴力（公的暴力）であり、公的暴力（公的暴力）ではない。
- ㉕ 彼は宗教に対する個人の信教（信教）である。何人も他人の信教（信教）を許さない（許さない）が、宗教上の理由で敵対（敵対）が行なわれる（行なわれる）。

はなしへ繰りだす。R. H. Murray, *The History of Political Science*, Cambridge, 1926, p. 190.

³⁰ „Das natürliche Recht ist ein Gebot der Vernunft“, J. H. V. Krichmann, Des Hugo Grotius drei Bücher über das Recht des

Krieges und Friedens, Berlin, 1869, S. 73

前記の引用文のあとについて、キリストの説教は....., welches zeigt, daß einer Handlung, wegen ihrer Uebereinstimmung

oder Wissensbestimmung mit der vernünftigen Natur selbst, eine moralische Hässlichkeit oder eine moralische Nöthwendigkeit innewohne, während Gott, als der Schöpfer der Natur, eine solche Handlung entweder geboten oder verboten habe.“ **Δεκτός**

J. H. v. Kirchmann, a. a. O., S. 74

〔神がなき世界〕という表現は、次のやうな文中の一節であつて、ダニーチカ自身は神の存在をかたへてゐる。だんだらぬ。「Diese hier dargelegten Bestimmungen würden auch Platz greifen, selbst wenn man annähme, was freilich ohne die größte Stunde nicht geschehen könnte, daß es keinen Gott gebe, oder daß er sich um die menschlichen Angelegenheiten nicht bekümmere.」――「ローチウス氏による戦争と和平の法に因する」(卷の書物)――H. V. キルヒャー編。一八六九年。〔セラノ・序説〕二一頁。クリストフ・ベルツィル博士は、その著「ローテ・ローチウスにおける法思想・国家思想の基礎」一九七〇年。〔アーヴィング・九九頁〕において、「ローチウスは、すべての法が神の起源を持つてゐる」と明白であった」と述べてゐる。

De Jure Belli et Pacis. Liber Primus. Caput I. XV. 2.

「政治学へのダーチュウスの最大の積極的貢献は國家と國家との関係に適用し得る権利と義務の大系をさああげた」とある。Dunning, op. cit., p. 188 だが、戦争と平和の法のプロローグメナの最初の一節にも、ダーチュウスのじつじや姿勢がはつきりと出てゐる。すなわち彼は、各国の市民法は多くの学者によって取扱われて來ているが、じつへかの諸国民あるいは諸国民の統治者たる相互関係に關する國際法はほとんど取扱われて來ていなかつた。 いふ仕事をなすりとひだ、人類の關心事であつて述べておき。 Hugonis Grotius, *De Jure Belli et Pacis*, translated by William Whewell, Vol. I, Cambridge, p. XXXVII だが、カルマハの誤りでは、だんだんの關心事であつて、やうりやがだらねりやうだ。 人類はいわゆる非常に重要である (dem Menschenengeschlecht so viel daran liegt, daß es geschieht) などである。 Kirchonam, u. a. O., S. 21

³⁵ Rudolf Sohm, Institutionen, Leipzig, 1903, S. 71.

F. J. C. Hearnshaw, *The Social & Political Ideas of Some Great Thinkers of the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, London, 1926, p. 150

ジャン・ボーダンとフーゴー・グローチウス

③ Ibidem

④ De Jure Belli et Pacis, Liber Primus, Caput III, III, 1; W. Whewell, op. cit., vol. I, p. 114

⑤ De Jure Belli et Pacis, Liber Primus, Caput III, III, 2; W. Whewell, op. cit., vol. I, p. 115

⑥ ハーバード・カレッジ現在までの政治学史（ハントラッセル・一九）[K年]」の「八十頁や「ハン・ボーダンは国民主権の基礎を打ち立て、トーラー・クローチウスはそれに劣らず確實に国際主権の基礎を築いた」と述べられてゐる。

（一九七四年八月一日口譯筆）